

スポーツ・レクリエーション用具の貸付要領

1 目的

ニュースポーツ等の用具の貸出しを無償で行うことにより、県民に気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しんでもらうとともに、市町村及び地域の指導者養成を支援し、生涯スポーツの推進を図る。

2 貸付対象者

県内の地方公共団体、その他公共団体又は私人

3 貸付対象事業・行事（使用目的）

- (1) 地方公共団体（出先機関、学校等を含む）が開催する事業等
- (2) その他公共団体（法人格がないものを含む）が開催する行事等
- (3) 私人（民間企業等を含む）が開催する公益上必要があると認められる行事等
- (4) その他、総合体育センター所長（以下「管理者」という。）が公益上必要であると認める行事等

4 貸付期間

原則貸付日の翌日から2週間以内とする。

特別な理由があり、貸付期間が2週間を超えることがやむを得ないと判断される場合は、2週間を超えて貸し付けることができる。

5 貸付・返却

総合体育センターにて直接用具の貸付・返却を行う。

（郵送等はしない。ただし、離島で来所できない場合は、送料を貸付対象者負担で対応する。）

※ 電話予約は可能（099-255-0146）

6 貸付料

無償

7 貸付条件

- (1) 申請し、許可された事業等のみに使用する。
- (2) 第三者に転貸ししない。
- (3) 貸付物品を滅失又は損傷等したときは、直ちにその状況等を管理者に届けなければならない。
- (4) 貸付物品の滅失又は損傷等が借受者の責めに帰すべき理由により生じたものであると、管理者が認めた場合は管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。
ただし、管理者がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。